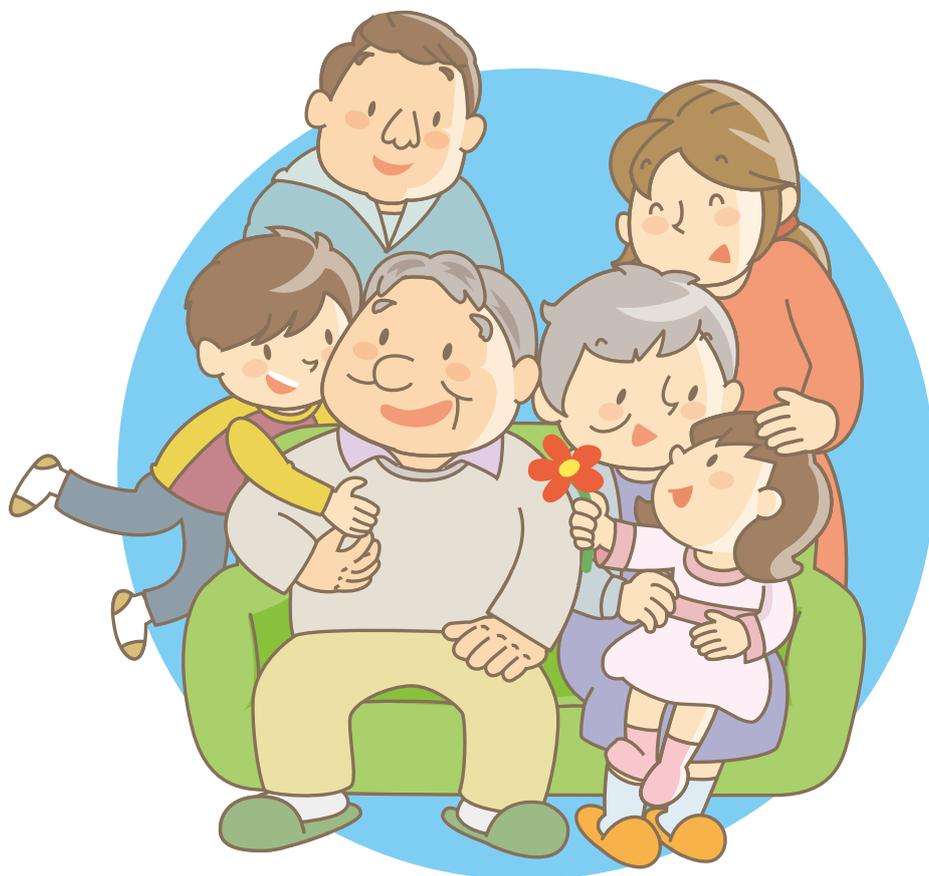




# 第2次那珂川市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度  
(2022年度～2026年度)

概要版



令和4年3月

那珂川市

那珂川市社会福祉協議会

# 計画の概要

## 1. 計画の背景

現代社会における生活課題は、複雑化、複合化してきています。また、生活上の様々な場において、支え合いの基盤が弱まっており、問題が深刻化するケースも増えてきています。

地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にする地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進を図っていくことは、とても重要になっています。

## 2. 地域福祉とは

地域福祉とは、公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

地域福祉を推進していくうえでは、一人ひとりの人権を尊重することが最も大切です。

## 3. 計画の目的

一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域をともに作っていく社会、地域共生社会の実現に向けた取り組みがとても大切になっています。

この地域共生社会の実現を目指し、地域福祉の推進を図るため、第2次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

## 4. 計画の位置づけ

那珂川市と那珂川市社会福祉協議会が連携し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を保ちながら一体的に策定し、成年後見制度利用促進計画を内包しています。

### (1) 地域福祉計画

個別・分野別福祉計画を横断的につなげる計画であり、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進、体制整備に関する事項を定め、地域福祉の推進を図っていくことを目的としています。

### (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、市区町村社会福祉協議会が策定する実践的な活動計画で、地域福祉活動を具体的、かつ計画的に明確化し、地域における福祉課題の解決を図っていくことを目的としています。

### (3) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としています。

※地域福祉計画と既存の個別・分野別計画の対象分野が重なる場合には、その既存計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## 6. 計画の策定体制と住民参画

### (1) 那珂川市地域福祉推進委員会における審議

「那珂川市地域福祉推進委員会」において、多角的な視点により審議していただきました。

### (2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

#### 【アンケート調査の実施概要】

調査対象	市内在住の満18歳以上の住民2,000人
調査方法	郵送による配付・回収
有効回収数	994人（回収率49.7%）

### (3) 関係団体ヒアリング調査

地域福祉を推進していくための問題点や課題とその解決方法について、アンケート調査を実施しました。

### (4) パブリック・コメントの実施

本計画の骨子案について広く意見をうかがうため、パブリック・コメントを実施しました。

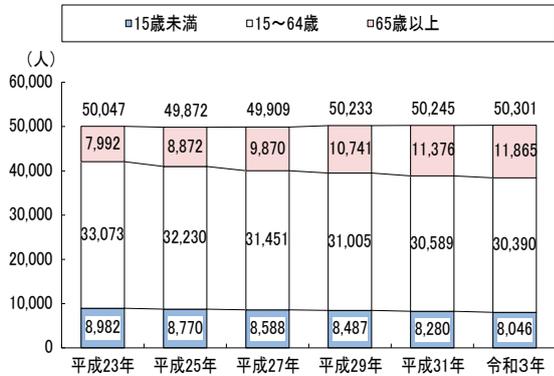
#### 【計画の策定経緯】

内容	日時
地域福祉に関するアンケート調査	令和3年8月10日（火）～令和3年8月24日（火）
関係団体ヒアリング調査	令和3年10月4日（月）～令和3年10月14日（木）
第1回市地域福祉推進委員会	令和3年11月24日（水）
第2回市地域福祉推進委員会	令和4年1月12日（水）
パブリックコメント	令和4年1月26日（水）～令和4年2月18日（金）
第3回市地域福祉推進委員会	令和4年3月9日（水）

# 那珂川市の現状

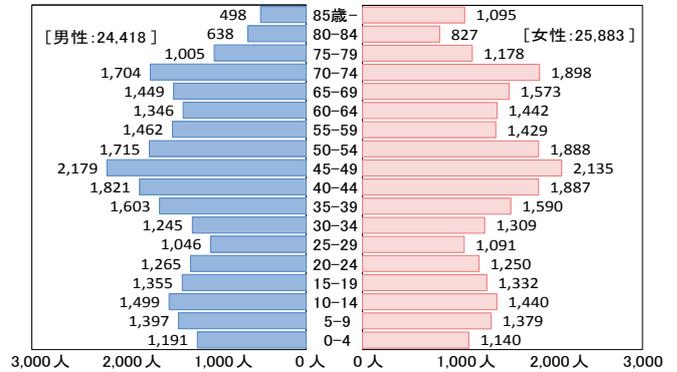
## 1. 統計からみる那珂川市の現状

図表1 年齢3区分人口の推移



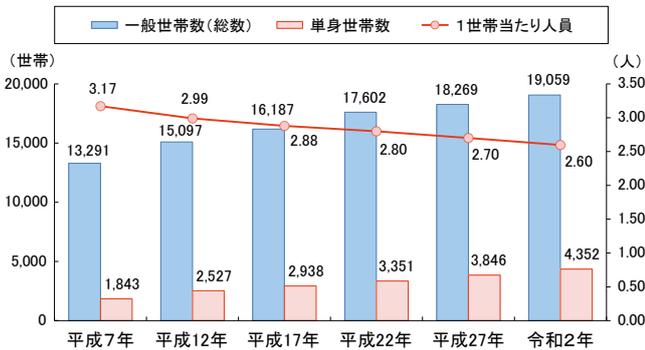
市の総人口は5万人程度で推移していますが、15歳未満である年少人口は減少し、65歳以上の割合は増加しています。

図表2 人口ピラミッド



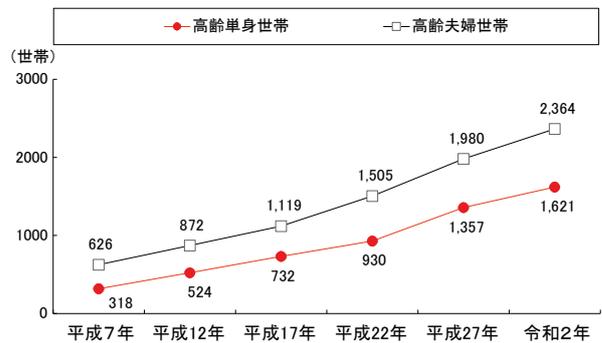
つぼ型に近い形で、少子高齢化に伴い、人口減少が進むことが想定されます。

図表3 本市の一般総世帯数・単身世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



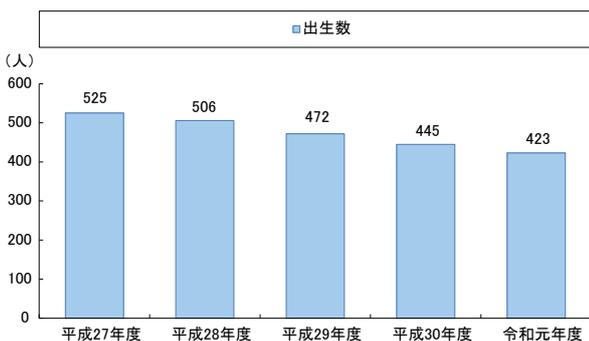
本市の一般世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員数は減少しています。また一般世帯のうち単身世帯数も増加しています。

図表4 本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数の推移



高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は一貫して増加傾向にあります。

図表5 本市の出生率

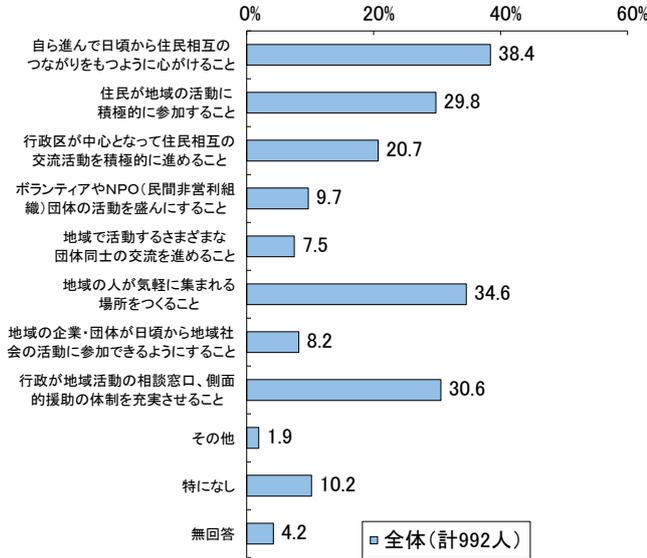


市の出生数は、減少しています。

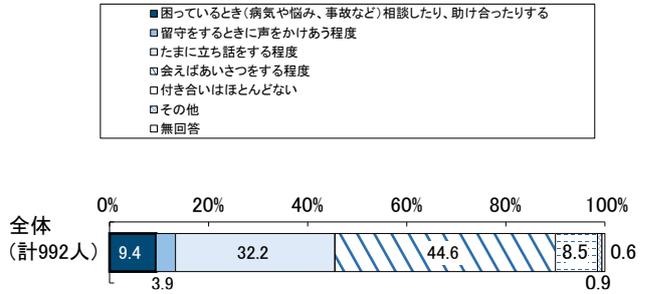
## 2. アンケート調査結果からみる那珂川市の現状

### (1) 地域・地域福祉に関する意識

図表6 地域社会の問題に対する住民相互の協力のために必要なこと



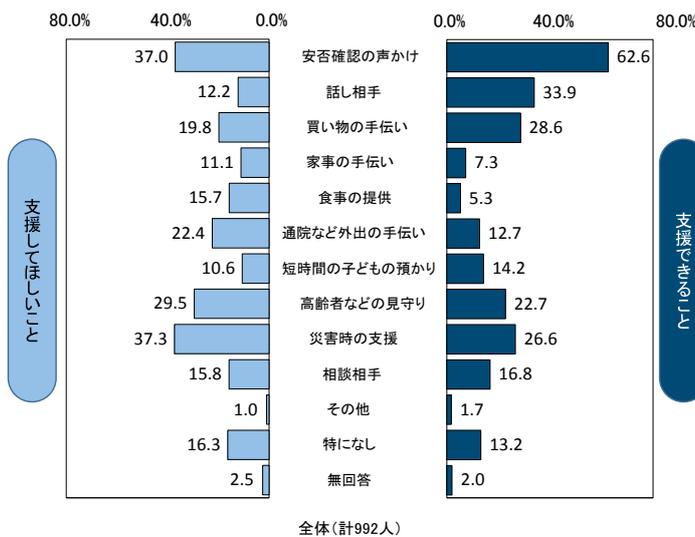
図表7 ご近所の方との付き合い方



地域社会の問題に対する住民相互の協力のためには、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」との回答が最も多く、ご近所との付き合い方については、「会えばあいさつをする程度」との回答が最も多くなっています。

### (2) 地域におけるささえあい

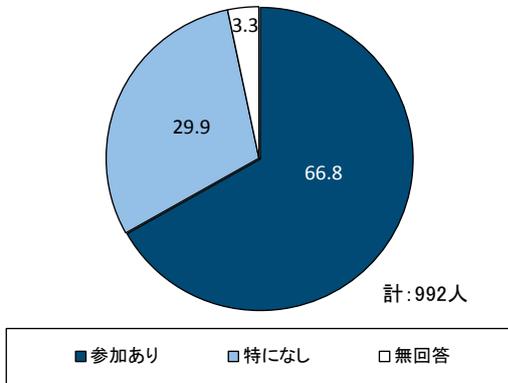
図表8 支援してほしいこと / 支援できること



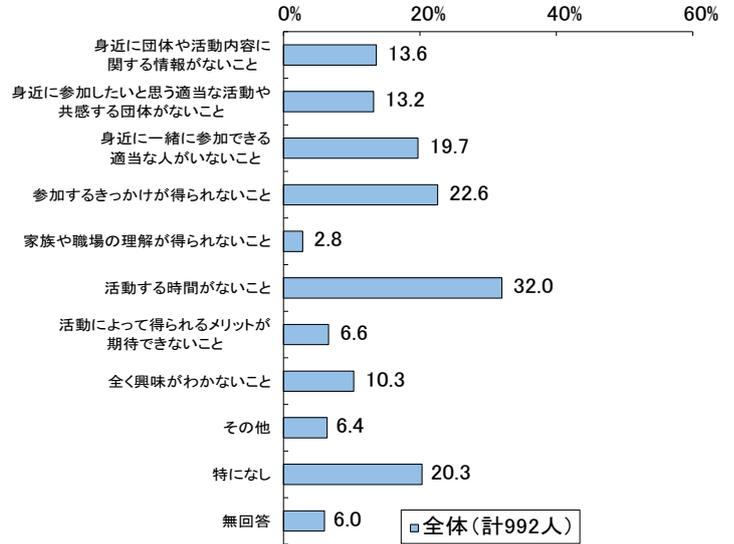
あなたが日常生活に支障が出たとき、地域で支援して欲しいと思うことは、「災害時の支援」でした。また、隣近所に困っている家庭があった場合、支援ができると思うことは「安否確認の声かけ」でした。

(3) 地域活動への参加

図表9 地域活動への参加状況



図表10 地域活動に参加する際苦労すること、参加できない要因



過半数を超える人が地域活動に参加していると回答していますが、一方、参加できない要因として、「活動する時間がない」「参加するきっかけがない」「身近と一緒に参加できる人がいない」の回答が多くなっています。

3. 関係団体ヒアリング調査結果の概要

地域福祉に関係するボランティア団体等の現状や課題について、記述により回答をしていただきました。

調査を依頼した団体は、市内の13団体です。

【地域共生社会の実現に向けた問題点や課題・解決策（一部抜粋）】

問題点や課題	解決策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の共有化を図る</li> <li>○多様性を相互に認めあう地域づくり</li> <li>○ネットワークづくり</li> <li>○人間関係の希薄化</li> <li>○気安く相談や話し合える場所がない</li> <li>○高齢者等への支援 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な媒体を活用し、見える化を図る</li> <li>○行政、地域が一体となり、指導者を育成していく</li> <li>○行政支援によるネットワークづくり</li> <li>○地域交流を進める、孤立化を防ぐ</li> <li>○日常的な隣近所とのコミュニケーションを図る</li> <li>○安心できる相談支援者、相談場所、居場所の設置 など</li> </ul>

## 4. 課題の整理

### (1) 少子高齢化の進行について

少子高齢化の進行は、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、あらゆる世代を支える仕組みづくりが必要となっています。

### (2) 地域の結びつきについて

本市においても住民同士の地域での結びつきが希薄化している現状が見られます。この住民同士の地域での結びつきによる支え合いは重要であり、そのためにも、支え合いの仕組みづくりと意識啓発が必要となっています。

### (3) 地域活動について

若い世代ほど、地域活動への参加状況が低く、ご近所との付き合いについても消極的な傾向が見受けられます。地域の結びつき、助け合いの大切さなど啓発を進め、積極的な参加を促していくための取り組みが必要となっています。また、地域活動の担い手の高齢化による後継者の継承に向けた取り組みも必要となっています。

### (4) 地域の安全・安心について

近年の風水害や、地震などの自然災害の増加に伴い、近隣住民同士による災害時の支援、防災への取り組みはますます重要となっています。助け合い、ささえあいの意識啓発に取り組みながら、災害時の安全、安心という意識の醸成を図っていくことが必要となっています。

また、長寿命化に伴う認知症高齢者の増加、自己による意思決定が困難になる人の増加が懸念されます。

## 計画の基本理念と基本目標

### 1. 本市が目指す将来像と計画の基本理念

#### (1) 本市が目指す将来像

「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ」（那珂川市総合計画によるまちづくりの将来像）

#### (2) 計画の基本理念

「人と人がつながり安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」

### 2. 計画の基本目標

#### (1) 基本目標

本計画の基本理念「人と人がつながり安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」を実現するために、次に掲げる3つの基本目標を設定しています。

①人と人がつながる地域づくり

②安心して暮らす地域づくり

③いきいきと暮らす地域づくり

## 第2次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画 計画の体系と取り組みの概要

【基本理念】人と人がつながり 安心していきいきと暮らすことができる地域づくり

### 【基本目標】 1. 人と人がつながる地域づくり

【小目標】(1) 地域での交流やふれあいの促進

【小目標】(2) 地域のささえあいのしくみづくり

【小目標】(3) お互いのちがいや多様性を認め合う地域づくり

【小目標】(4) 地域での子育て支援の充実

### 【基本目標】 2. 安心して暮らす地域づくり

【小目標】(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

【小目標】(2) 地域ぐるみの防犯活動

【小目標】(3) 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり

【小目標】(4) わかりやすい情報発信とつながる相談体制

### 【基本目標】 3. いきいきと暮らす地域づくり

【小目標】(1) 生きがい活動の促進

【小目標】(2) 地域ぐるみの健康づくりと介護予防

【小目標】(3) ボランティア活動の促進

問題解決のための取組

個人（自助）	地域等（互助）	社会福祉協議会	行政（公助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事への積極的参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動</li> <li>・集いの場の設置</li> <li>・世代間交流を図る</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいサロンの支援</li> <li>・障がい児・者の居場所</li> <li>・在宅介護者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動</li> <li>・福祉情報の発信</li> <li>・地域事業への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣との関わりを持つ</li> <li>・地域に関心を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合う関係づくり</li> <li>・声かけ、行事への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動の推進</li> <li>・福祉ネットワーク活動の推進</li> <li>・福祉委員長の設置と福祉活動の支援</li> <li>・小地域見守り活動の強化</li> <li>・地域福祉活動における財源の確保</li> <li>・全世代型・包括的な支援の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的なケア体制の充実</li> <li>・地域福祉活動への支援</li> <li>・啓発活動</li> <li>・在宅医療と介護連携の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちがいを認め、多様性の理解に努める</li> <li>・多様性を認めあう地域づくりに努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等における人権教育活動</li> <li>・体験学習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育の推進</li> <li>・福祉出前講座の開催</li> <li>・福祉に関する講座や講演会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の推進</li> <li>・人権啓発活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援行事等への積極的参加</li> <li>・親同士の仲間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り活動</li> <li>・育児の不安解消に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども、子育て支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援の充実</li> <li>・子どもの居場所の環境整備</li> </ul>

個人（自助）	地域等（互助）	社会福祉協議会	行政（公助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練等への積極的な参加</li> <li>・防災意識の向上</li> <li>・災害への備え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備えた避難行動シミュレーション</li> <li>・地域住民への情報提供</li> <li>・自主防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの設置</li> <li>・近隣市社協との協力体制づくり</li> <li>・福祉避難所の管理</li> <li>・災害義援金の募集</li> <li>・災害ボランティアセンター設置訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の情報提供体制の整備</li> <li>・避難行動要支援者への支援</li> <li>・防災マップ等の見直しと啓発活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯活動への積極的参加</li> <li>・防犯対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯パトロールの体制整備及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署との連携</li> <li>・防犯意識の高揚を図る</li> <li>・被害防止のための情報提供</li> <li>・啓発活動</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩まず相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の把握</li> <li>・見守り支援</li> <li>・専門機関・行政との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の体制づくり</li> <li>・生活支援サービスの充実・地域への拡充</li> <li>・生計困難者の相談や支援</li> <li>・社会福祉法人協議会の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者への自立支援相談窓口の設置及び普及・啓発</li> <li>・成年後見制度の周知・啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供</li> <li>・専門機関・行政との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な福祉の情報の発信</li> <li>・相談窓口の運営</li> <li>・社会福祉協議会の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談従事者の技能向上</li> <li>・情報取得の多様化</li> <li>・相談体制の充実</li> </ul>

個人（自助）	地域等（互助）	社会福祉協議会	行政（公助）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいを感じる場の提供</li> <li>・次世代への継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事の企画運営</li> <li>・サロンの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の情報提供、活動紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の機会の充実</li> <li>・地域活動への支援</li> <li>・ユニバーサルデザイン等の環境整備と関係団体との連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識の高揚を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの習慣化</li> <li>・介護予防への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや介護予防の場の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診の推進</li> <li>・介護予防に係る意識啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主・自立的な活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア情報の発信</li> <li>・ボランティアの育成と支援</li> <li>・市・NPO との共同運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の発信</li> <li>・各種団体との連携</li> <li>・ボランティアセンター運営への支援</li> </ul>

# 成年後見制度利用促進基本計画

## 1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度ですが、制度の利用状況を見ると、認知症高齢者等の数と比較しても著しく少ない状況と言えます。

そのため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市におきましても「那珂川市成年後見制度利用促進計画」を策定し、市の責務として、制度の利用促進に向け、取り組むこととしています。

## 2. 成年後見制度の概要

### (1) 成年後見制度の種類

成年後見制度は任意後見制度と法定後見制度と大きく 2 つに分かれます。

任意後見制度…本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自ら選んだ任意後見人に、将来、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを任意後見契約で決めておく制度

法定後見制度…家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じ、補助、保佐、後見の 3 つの類型が用意されています。

## 3. 成年後見を取り巻く現状

### (1) 那珂川市の現状

本市の高齢化率は増加を続けており、2040 年以降、30%を超えることが見込まれています。一方、近年の本市の成年後見制度利用者数は、平成 30 年 68 人、令和元年 50 人、令和 2 年 53 人と減少傾向にあります。

## 4. 現状から見た課題

### (1) 成年後見制度の正しい理解の浸透

制度自体の難しさや申立て上の書類の複雑さなどにより、市民に身近な制度には至っておらず、利用しづらい状況にあると考えられます。

### (2) 利用しやすい環境づくり

本人・家族が相談窓口を知ることや、本人と関わりのある支援者や関係機関が連携するなど、利用につなぐための環境づくりが必要となっています。

### (3) 利用者の早期発見・早期支援

認知症や障害のある人が増加していくことに伴い、制度利用が必要な人の増加が見込まれるため、早期発見と必要な支援へ結び付ける仕組みづくりが必要となっています。

## 5. 基本的な考え方及び目標

### (1) 基本目標

一人ひとりの意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

この基本目標の実現に向け、3 つの施策目標を定めます。

施策目標 1 制度を正しく理解し、利用しやすい環境を整備します。

施策目標 2 地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりを推進します。

施策目標 3 誰でも安心して制度を利用できる基盤を整備します。

## 6. 成年後見制度を促進するための事業

### 【施策目標 1】

取 り 組 み	概 要
成年後見制度等の周知啓発	成年後見制度等の周知や相談対応を実施します。
市民向け講演会の開催	市民を対象に権利擁護に関する講演会を開催し、制度等の理解促進を図ります。

### 【施策目標 2】

取 り 組 み	概 要
地域連携ネットワークの構築に向けた連携	地域連携ネットワークの構築について、那珂川市社会福祉協議会や関係機関と連携します。

### 【施策目標 3】

取 り 組 み	概 要
市長申立ての実施	制度利用が必要であるにもかかわらず、申し立てを行う親族などがいない等の事情により手続きができない場合、市長が申立てを行います。
申立て費用及び後見報酬の助成	市長申立てを行った人のうち、生活保護を受給している場合、必要に応じて申立て費用、後見報酬の助成をします。

## 計 画 の 推 進

### 1. 計画内容の周知徹底

市の広報紙やホームページ上で計画内容を公表するとともに、様々な機会の中で、計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知徹底を図ります。

### 2. 関係機関等との連携

地域福祉に関する施策分野は多岐にわたるため、市関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。また、那珂川市社会福祉協議会をはじめ、行政区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、各種団体等と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めます。

### 3. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、「那珂川市地域福祉推進委員会」において、点検・評価を行います。評価結果は、ホームページ等を活用し公表します。



## 第2次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度  
(2022年度～2026年度)

**概 要 版**

令和4年3月